

○松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例

平成17年7月12日
松江市条例第396号
改正 平成23年7月5日条例第34号

(趣旨)

第1条 本市が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続きについては、他の条例に定めるもののか、この条例に定めるところによる。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 指定管理者を指定して管理を行わせる公の施設（以下「当該施設」という。）の概要
- (2) 指定管理者の選定の基準
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 使用料又は利用料金に関する事項
- (6) 指定を受けるために必要な資格
- (7) 申請に必要な書類
- (8) 申請の受付期間
- (9) 当該施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長等に提出しなければならない。

- (1) 指定期間内における管理業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則等）
- (3) 当該団体の経営状況等を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの

(候補者の選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を次

に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適當と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、適當と認められる団体がない場合には、選定しないものとする。

- (1) 当該施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 当該施設の効果を最大限に發揮するとともに当該施設の効率的な管理が図られること。
- (3) 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準

(再度の選定)

第5条 市長等は、前条の規定により選定した団体(以下「被選定団体」という。)を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたときは、申請団体(当該被選定団体を除く。)の中から再度同条の規定により当該施設の管理を行わせることが適當と認められる団体を選定することができる。

(選定の特例)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該施設の性質、規模又は機能により公募に適さないと認めるとき。
- (2) 第2条の規定による公募に対し応募者がないとき。
- (3) 第4条ただし書の規定により選定しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募により難い特別な事情があるとき。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、当該団体にあらかじめ第3条各号に掲げる書類の提出を求め、第4条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、前3条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と当該施設の管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の

途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の初日（指定の初年度に当たつては指定日の翌日）から指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第10条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、法令及び条例に違反したとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責任を負わない。
- 3 市長等は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

（原状回復義務）

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（松江市公の施設指定管理者選定審議会の設置）

第14条 指定管理者の選定について審議するため、松江市公の施設指定管理者選定審議会を設置する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(松江市情報公開条例の一部改正)
- 2 松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(松江市個人情報保護条例の一部改正)

- 3 松江市個人情報保護条例（平成17年松江市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 4 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年東出雲町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第34号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。